

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議

北朝鮮は、今年に入り、かつてない頻度で弾道ミサイルの発射を繰り返しており、10月4日に発射した弾道ミサイルは、青森県付近の我が国上空を通過する形で太平洋上に落下したとみられる。

これらの行為は、我が国のみならず、地域や国際社会の平和と安全を脅かす許しがたい暴挙であり、国連安全保障理事会決議及び日朝平壤宣言に違反する行為は断じて容認できない。

よって、本県議会は、一連の挑発行為に対して、断固として抗議し、強く非難するとともに、国際社会の平和・安全を脅かす挑発行為を即刻中止し、世界の恒久平和の実現に向けて誠意を持って対応することを強く求める。

また、国においては、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度で、北朝鮮に対して一層厳格で実効的な措置を講じ、我が国の平和と国民の安全・安心の確保に万全を期すよう強く求める。

上記のとおり決議する。

令和4年10月7日

岩手県議会